

非常勤役員の報酬（日額）及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）定款第30条及び役員報酬規程第10条に基づき、本協会の理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の役員の報酬の額（日額）及びその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬額）

第2条 前条の非常勤役員が、本協会の総会及び理事会その他の会議等に出席したとき並びに職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、非常勤役員のうち会員である法人・団体に所属する者又は会員である個人には報酬を支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表のとおりとする。

（旅費交通費の支給）

第3条 第1条の非常勤役員が遠隔地から総会及び理事会その他の会議等に出席するため、特別の経費を要する場合には、本協会の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

（支給方法）

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費（以下「報酬等」という。）は、総会及び理事会等に出席する都度、現金により支給する。ただし、非常勤役員が報酬等の全部又は一部につき本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（補則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則（平成 24 年 6 月 21 日 総会決議）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 18 日 総会決議）

改正 平成 27 年 6 月 18 日改正 平成 27 年 6 月 18 日から施行

別表

役 職	報酬（日額）	適 用
理事（非常勤）	30, 000円	大学又は高等専門学校教員（名誉教授を含む）、 弁護士、公認会計士、税理士
	10, 000円	上記以外
監事（非常勤）	30, 000円	大学又は高等専門学校教員（名誉教授を含む）、 弁護士、公認会計士、税理士
	10, 000円	上記以外

注. 報酬額は、法令の定めるところにより源泉徴収所得税額等を控除した後の金額。